

保育施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止の主な取組み

項 目	内 容
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための備品の整備	<p>保育所等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業による備品等の配備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内公立・私立保育所や、認定子ども園、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター事業等の30の施設(事業)において、令和元年度の国の補助制度を活用し、空気清浄機や強電解水生成器、消毒液などを整備した。 ・さらに、国、県の追加の補助制度を活用し、必要となる物品の整備を進める。(9月補正予算計上予定) <p>寄贈による備品等の配備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策のために寄贈された、マスクや非接触型体温計、サーマルカメラなどを各保育施設等に配備した。
保育所入所時保育料、副食費の減免	<p>保育料の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、公立・私立保育所において家庭での保育を要請した期間に、利用を自粛した家庭の保育料の減免を行う。 <p>副食費の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立・私立保育所において家庭での保育を要請した期間に、登園を自粛した家庭の保護者に対して副食費の還付を行う。 <p>実施期間：令和2年4月17日～5月30日</p>
放課後児童クラブの対応	<p>一日開級の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の臨時休業に際して、保護者が就労などにより家庭にいない小学生の居場所の確保を行うために、開所時間を拡大し、長期休業期間と同様に午前中から開所した。 <p>利用自粛による減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止の観点から、少人数での運営を実施するため、利用の自粛を要請し、それに対する利用料の減免を行った。 <p>実施期間：令和2年3月2日～令和2年5月30日 (春休み期間(3.25～4.7は通常の長期休業の取扱い))</p>
新型コロナウイルス感染症対策のための公立保育所の改修工事	<p>東部保育所リニューアル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の補助制度を活用し、「三密対策」「感染症拡散防止対策」「基本的な予防対策」を施すために施設のリニューアルを行い、子どもたちが安心して過ごすことができる保育環境を整備するとともに、三密を防ぎつつ現在の保育ニーズにマッチングした保育室のレイアウトに変更することで、待機児童の抑制につなげます。(9月補正予算計上予定)

その他、各施設において、感染拡大防止のために臨時休館や、利用制限を実施。